

国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関 情報記述の試み（2）

－ 宮内庁宮内公文書館・外務省外交史料館の事例を中心に－

統括公文書専門官室

1. はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「当館」という。）では、歴史公文書等の所在情報を一体的に把握し、横断的に検索する仕組みについての検討に資する観点から、国際公文書館会議（International Council on Archives. 以下「ICA」という。）が2008年に策定・公表した「アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」（International Standard for Describing Institutions with Archival Holdings. 以下「ISDIAH」という。）¹に基づく記述実験を平成24年度から行っている。その成果の一端は、本誌第46号に「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み－国立公文書館を事例として－」（以下「46号論文」という。）²と題して掲載したが、本稿は、それに続くものである。

ISDIAHは、アーカイブズ所蔵機関へのアクセス方法や所蔵資料の検索・利用方法のほか、当該機関の歴史や資料収集方針などの記述を体系的に行うためのガイドとなっている。その全文は、各国語版がICAウェブサイトで利用可能であるほか、当館ウェブサイトでも日本語版を御覧いただける³。また、その概要については、46号論文を参照されたい。

本稿では、ISDIAHに基づく複数のアーカイブズ所蔵機関情報の記述実験の成果を踏まえて、その留意点や有効性、記述に係る課題等について考察することとした。そこで、次節では、ISDIAHの主な記述項目について、宮内庁宮内公文書館（以下「宮内公文書館」という。）及び外務省外交史料館（以下「外交史料館」という。）を対象とした記述実験の成果の一部を紹介するとともに、必要に応じて46号論文で取り上げた当館「東京本館」の例に触れながら、若干の考察を行う。

ISDIAHは、本来、それに準拠して各アーカイブズ所蔵機関が自らの情報を記述することを想定していると考えられる。だが、本稿で紹介する記述実験の成果は、宮内公文書館及び外交史料館が公表しているウェブサイトや刊行物等を情報源として当館に所属する筆者たちが記述し、両機関の方々に確認していただいたものである。ここに、確認を頂いた両機関の方々に感謝の意を表す。ただし、記述内容については、あくまでも筆者たちの責任に帰するものである⁴。

2. 記述実験に基づく考察

ISDIAHには、31の記述項目があり、各項目は6つの領域から構成されている。以下、領域ごとに、主な記述項目について記述実験に基づき考察を述べる。なお、本節で引用しているISDIAHの各項目の目的や規則等に関する記述は、ISDIAH日本語版によるものである。

2.1 固有性の領域

「固有性の領域」とは、「一意的にアーカイブズ所蔵機関を識別し、標準化されたアクセスポイントを定義する情報が伝達される」と定義され、この領域では、「識別子」（項目5.1.1）及び「名称の典拠形」（項目5.1.2）の項目が必須とされている。「識別子」については、46号論文に詳しいの

でここでは割愛し、次の4つの記述項目を取り上げる。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.1.2 名称の典拠形	宮内公文書館	外交史料館
5.1.3 名称の平行形式	The Imperial Household Archives	Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs
5.1.4 名称の他の形式	宮内庁書陵部図書課宮内公文書館	外務省大臣官房総務課外交史料館 Diplomatic Record Office of the Ministry of Foreign Affairs (～平成23年8月)
5.1.5 アーカイブズ 所蔵機関の種類	日本：国立公文書館等（公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）による。）	日本：国立公文書館等（公文書等の管理に関する法律（平成21年7月1日法律第66号）による。）

「名称の典拠形」の記述の規則には、「アーカイブズ所蔵機関の名称の標準形を記録すること」とあるため、各機関の標準的な名称を記入した。名称については、この他に読み仮名も情報として記入することが可能であると考えられる。日本語の場合、同じ漢字表記であっても読み方が異なる場合がある。地方公文書館を例に挙げると、埼玉県立文書館は「さいたまけんりつもんじょかん」、千葉県文書館は「ちばけんぶんしょかん」と読む。読み仮名も併記してあれば、利用者にとって、より分かりやすくなるかと思われる。

「名称の平行形式」（項目5.1.3）では、記述の目的に「他の言語又は文字体系においてアーカイブズ所蔵機関の名称の典拠形が成立する様々な形式を示す」とあるため、各機関の公表している英語名称を記入した。また、「名称の他の形式」（項目5.1.4）については、規則に「同じ名称のその他の形」、「頭字語」、「その他制度上の名称」、「時を経て変わっていった名称」が含まれるとある。今回は制度上の名称を採用した。また、外交史料館の場合には、平成23年9月に英語名称が変更となったため、それを記載した。なお、46号論文で紹介した当館「東京本館」の記述実験⁵では、平成13年に独立行政法人化されたことを反映した記載としたが、併せて、英語の頭字語として、当館の英語版ウェブサイト等でも使用している「NAJ」を記載することも考えられる。

「アーカイブズ所蔵機関の種類」（項目5.1.5）は、規則に「アーカイブズ所蔵機関の種類を記録すること」とあり、その注記には「さまざまな整合的基準体系を、全ての関連する国内の若しくは国際的な慣行、規則又は統制用語に従って、アーカイブズ所蔵機関を分類するために利用及び／又は組み合わせることができる」と書かれている。両機関とも公文書管理法に基づき国立公文書館等に指定されているため、同じ記述とした。本稿を執筆している平成26年11月現在、全部で11の施設が国立公文書館等に指定されているが、例えば、大学文書館等の場合には、上記の記述例に加えて、「国立大学（法人）」、「大学アーカイブズ」等の情報を分類として書き加えることもできるだろう。

2.2 記述領域

「記述領域」は、「アーカイブズ所蔵機関の歴史、現在の構成及び収集方針に関する関連情報が伝達される」と定義されており、各機関の特徴が現れる領域と推察される。

「アーカイブズ所蔵機関の歴史」（項目5.3.1）の記述の目的は、「アーカイブズ所蔵機関の歴史を

簡潔に提供する」ことであり、規則には「アーカイブズ所蔵機関の歴史について全ての関連情報を記録すること。この項目には、設立年月日、名称変更、法令上の権能又はアーカイブズ所蔵機関の権限のその他の由来の変更に関する情報が含まれる」とある。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.3.1 アーカイブズ 所蔵機関の歴史	<p>明治 41 (1908) 年、宮内省図書寮が「公文書類の編纂及保管に関する事項」を所掌することとなり、宮内省の各部局が整理した公文書類は全て図書寮に引き渡すことが定められた。以来、宮内省・宮内府・宮内庁の各部局の公文書は、長期保存を要しないものを除き、一定期間後は図書寮に引き継ぐ体制が一貫してとられた。</p> <p>昭和 24 (1949) 年、図書寮と陵墓を管理する諸陵寮が合併し、それぞれの一文字をとって書陵部となった。書陵部に引き継がれた公文書は、勅撰集、物語、漢籍、宸筆、御日記等の皇室ゆかりの図書（いわゆる古典籍）とともに図書課の書庫に収納され、恒久的な保存を主眼に管理されてきた。</p> <p>平成 22 (2010) 年 4 月 1 日、宮内庁書陵部図書課に、現行組織である宮内公文書館が設置された。前年に、国の公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等を目的とする、公文書等の管理に関する法律が制定されたことを踏まえて、宮内庁における歴史的に重要な公文書の保存と利用に関する管理体制を構築することを目的としている。（なお、古典籍等の管理については図書寮文庫として同課内に分離した。）</p> <p>平成 23 (2011) 年 4 月 1 日、「公文書等の管理に関する法律」に基づき、宮内庁の特定歴史公文書等の管理を行う施設として宮内庁長官の指定を受けた。</p>	<p>外務省では、設立以来、省内の一切の記録を網羅的に収集し、外務省独自の分類方法により分類・整理する努力を行ってきた。さらに、昭和 11 (1936) 年以來、所蔵記録の中から主要な文書を整理・編さんした『日本外交文書』を公刊し、外交知識の普及と向上にも努めてきた。</p> <p>戦後、外交に関する研究が進むと、有識者や学者・研究者などの間から、欧米諸国の例にならった史料館の設立を要望する声が高まり、外務省は、幕末から第 2 次世界大戦終結までの記録を収める新しい施設を設けることとし、昭和 46 (1971) 年 4 月 15 日に、外交史料の保存・管理を担う外務省の一施設として外交史料館が開館した。</p> <p>昭和 63 (1988) 年 7 月には展示室、収蔵庫等を備えた別館を増設。</p> <p>平成 23 (2011) 年 4 月 1 日、「公文書等の管理に関する法律」に基づき、外務省の特定歴史公文書等の管理を行う施設として外務大臣の指定を受け、国立公文書館に類する機能と役割を担う外務省の公文書館となった。</p>

ここでは、両機関とも明治期からの歴史を記述することができた。これは、当館「東京本館」の記述実験において、昭和 46 年の開館時からの記述⁶となっているのとは対照的である。当館が各府省庁（宮内庁・外務省を除く）や法人等から広く文書の移管を受けるのに対して、宮内公文書館は原則として宮内庁から、外交史料館は原則として外務省からのみ文書を受け入れている。つまり、宮内公文書館及び外交史料館の場合、それぞれの省庁の歴史及び活動が、館の成り立ちや所蔵資料と密接なつながりを持っており、このような場合において、「アーカイブズ機関の歴史」の項目を詳述することは、利用者にとって所蔵資料等を理解するために非常に有益であると考えられる。

「地理的及び文化的背景」（項目 5.3.2）の目的は「アーカイブズ所蔵機関の地理的及び文化的背景に関する情報を提供する」ことであり、規則は「アーカイブズ所蔵機関が属している地理的エリアを特定すること。アーカイブズ所蔵機関の文化的背景に関するその他の関連情報を記録すること」と述べている。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.3.2 地理的及び 文化的背景	<p>宮内公文書館は、東京都千代田区千代田の皇居の敷地内にある。</p> <p>同館は、皇居内に所在する宮内庁に所属するが、本庁舎等とは離れた場所にあり、皇居東御苑内の旧江戸城本丸の天守台の東側・桃華楽堂の北側に位置している。</p> <p>皇居案内図： http://www.kunaicho.go.jp/address/</p>	<p>外交史料館が位置する東京都港区麻布台周辺には、多くの外国公館が設置されている。また、外相会談や各種会議、レセプションなどで利用される飯倉別館（飯倉公館）が同じ敷地内に設置されている。</p> <p>諸外国の大使館からは、日本との外交関係樹立に関する史料の照会や調査が多く、在京大使館職員による利用も多い。</p>

当館「東京本館」の記述実験では、この項目について「地理的背景」と「文化的背景」に分割し、地理的背景については、海外に向けて情報を発信することも視野に入れ、東京が日本の首都であること等の説明から記載を試みたが⁷、本稿では省略した。「地理的及び文化的背景」のような記述項目については、ISDIAHの活用の方法や対象とする利用者像によって、記述方法や記述情報の精密さの度合いも異なるものと思われる。一例を挙げると、国内での利用を想定した日本語での記述には、都道府県の地理的な説明まではしなくても大抵は理解されるが、国外での利用を想定したり、外国語による記述を行ったりする場合には、都道府県の地理的説明から書き始めた方が分かりやすくなるというようなことが考えられる。

「記録管理及び収集方針」（項目 5.3.5）については、規則のなかで「アーカイブズ所蔵機関の記録管理及び収集方針に関する情報を記録すること。アーカイブズ所蔵機関が取得した資料の範囲及び特質を定義すること。所蔵機関が、譲渡、贈与、購入及び／又は借入によってアーカイブズ資料を入手しようとしているのかどうかを示すこと。その方針に調査の実施及び／又は資料の救済活動が含まれているときは、それを明示すること」と記されている。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.3.5 記録管理及び 収集方針	<p>宮内公文書館では、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成または取得した文書を受入、整理、保管し、閲覧に提供している。その根拠となる方針は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号） ・公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号） ・行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定） ・特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定） ・宮内庁行政文書管理規則（平成23年4月1日宮内庁訓令第5号） http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/bunshokanrikisoku.pdf ・宮内公文書館利用等規則（平成23年4月1日宮内庁訓令第4号） http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kobunshokan-riyokusoku.pdf ・宮内公文書館利用細則（平成23年4月1日宮内庁長官決定） http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kobunshokan-riyousaisoku.pdf 	<p>外交史料館では、外務省が作成、取得した文書のうち歴史資料として価値のある文書を受入、整理、保管し、閲覧に提供している。その根拠となる方針は次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号） ・公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号） ・行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定） ・特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定） ・外務省行政文書管理規則（平成23年4月1日外務省訓令第3号） http://www.mofa.go.jp/mofaj/public/johokokai/eturan/kitei/index.html ・外務省外交史料館利用等規則（平成23年外務省訓令第4号） http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryoriyo_kisoku.html ・外務省外交史料館利用細則（平成23年4月1日官房長） http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryoriyo_saisoku.html

当館「東京本館」の記述実験では、「記録管理方針」と「収集方針」とに項目欄を分け、「記録管理方針」については、国立公文書館利用等規則の内容について、「収集方針」については、開館以来の文書の受入に関する方針の変遷を詳述している⁸。しかし、これらの方針に関する詳細な情報が別途容易に確認できる場合などには、上記のように根拠となる規則の名称等だけを示すという書き方も、統一的な情報提供のひとつの方法として考えられるのではないだろうか。また、複数の機関の比較を行うケースや、本稿のように情報の記述者が第三者であるとき、一般に公開されている情報を活用して記述を行うケースなどでは有効かもしれない。

「アーカイブズ及びその他の所蔵資料」（項目 5.3.7）の記述の目的は、「当該機関が所蔵する資料の概要を提供する」ことである。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.3.7 アーカイブズ及びその他の所蔵資料	<p>平成 25（2013）年 12 月末日現在、宮内公文書館が管理する特定歴史公文書等の数は 85,899 点である。</p> <p>その内容は、明治から平成に至る皇室の活動に奉仕してきた宮内省・宮内府・宮内庁等の皇室関係機関に保存されてきた一大文書群である。明治以降において皇室の果たしてきた役割に着目して関係文書を分類してみると、以下のように分けられる。</p> <p>(1)皇室の制度に関する文書 (2)天皇の憲法上のご行為等に関する文書 (3)皇室が国民との関わりにおいて行われる御活動に関する文書 (4)皇室が外国との御交際において行われる御活動に関する文書 (5)皇室に伝わる文化に関する文書 (6)皇室経済に関する文書 (7)皇室関係施設に関する文書 (8)陵墓に関する文書</p>	<p>外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等は、平成 26（2014）年 6 月現在約 11 万点である。その主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「正・続通信全覧」（幕末期の外交史料集） ・戦前期外務省記録 ・戦後期外務省記録 ・戦前期条約書 ・戦前期国書親書 ・戦前期調書 ・戦前期議会議調書 ・寄贈された戦前期外交官の個人文書 など <p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryu/shozo/index.html</p>
5.3.8 検索手段、手引書及び出版物	<ul style="list-style-type: none"> ・所蔵資料については、書陵部図書寮文庫と併せる形で HP 上にて目録の検索を行うことができ、一部のデジタル化された画像も閲覧することができる。 書陵部所蔵資料目録・画像公開システム： http://toshoryo.kunaicho.go.jp/ ・出版物としては、以下のものがある。 宮内庁書陵部『和漢図書分類目録』上巻、下巻、索引（1955 年）、増加 第 1（1968 年） 宮内庁書陵部『書陵部紀要』第 1～65 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・目録 戦前期外務省記録は、外務省外交史料館編『外交史料館所蔵 外務省記録総目録－戦前期』全 2 巻に、分類番号、簿冊件名、冊数が記載されている。なお、その多くを、国立公文書館アジア歴史資料センター HP 上で閲覧することが可能。 http://www.jacar.go.jp/ 外務省より移管された戦後期外務省記録については、外交史料館 HP 上にて目録が公開されている。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryu/shozo/index.html ・出版物 『日本外交文書』全 215 冊 明治維新以降の我が国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で昭和 11 年以来公開。（HP 上に掲載されている「日本外交文書デジタルアーカイブ」において既刊分のうち 197 冊が閲覧可能。） http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryu/archives/index.html

	『外交史料館報』（昭和63年3月より年1回発行）「当館主催講演会・研究会」、「史料紹介」、「研究論文」、「『日本外交文書』の概要」、「各種報告」、「外交史料館ニュース」等を掲載 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryogsk_hou/index.html
--	---

この項目の規則には、「アーカイブズ所蔵機関が所蔵する資料が、どのように、そしていつ形成されたかを簡潔に記述し記録すること。所蔵資料の量、メディア形式、主題範囲などに関する情報を提供すること」とある。概要を把握するため、所蔵資料の量などの数値は必要な情報である一方、数値の単位は、統一させるといことも考えられるが、実際には、それぞれのアーカイブズ所蔵機関の規則や慣例などによって異ならざるを得ないと思われる。上記の記述例でいえば、宮内公文書館については平成25年12月末日時点での総資料点数を具体的な数字を挙げて記入してみたが、外交史料館の記入例では約11万点というような概数にしている⁹。また、この種の情報提供をアーカイブズ所蔵機関の業務として本格的に継続していく場合、情報やデータの更新については、その方法や頻度、誰がそれを行うのか等が課題となり得ると思われる。「国立公文書館等」は、受入れから1年以内に目録を公開しており、その公開時期に合わせて更新することも考えられるが、「国立公文書館等」であるか否かを問わず、アーカイブズ所蔵機関においては、その他の記述項目も含めて、少なくとも年1回は定期的に点検・更新などを行うことが望ましいであろう。ISDIAHは様々な方法・場面での活用が考えられるが、データベースや作成する資料等の目的や性格によっては、記述方法に一定のルールや工夫が必要となると言えよう。

「検索手段、手引書及び出版物」（項目5.3.8）の規則では、「アーカイブズ所蔵機関によって作成された公表及び／又は非公表の検索手段、手引書とその他関連公表物のタイトル及び関連する詳細事項を記録すること」とされている。目録検索システムや刊行された文献等の有無が読み取れるこのような項目は、利用者にとって大変有益な項目である。また、各機関にとっては、自らの活動や所蔵資料に関する情報を対外的に紹介できる項目だろう。

2.3 アクセス領域

「アクセス領域」は、「アーカイブズ所蔵機関の利用方法、例えば、一般公開時間、利用制限等についての情報が与えられる」と定義されている。

「開館時間」（項目5.4.1）の項目については、基本的な情報であるだけに正確な記述が求められる。また、「所蔵機関のサービスを利用するための前提、必要条件及び手続きに関する情報を提供する」ことを目的とした「アクセス及び利用の条件」（項目5.4.2）では、規則として「資料及び施設を利用するための制限事項及び／又は規則を含むアクセス方針を記述すること。登録、予約、入館証、紹介状、入館料などに関する情報を記録すること。必要に応じて、関連する法律に言及すること」が明記されている。当館「東京本館」の記述実験では、ISDIAHの具体例にならってQ & A形式を採用している¹⁰が、今回は下記のように箇条書きで記入してみた。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.4.1 開館時間	<p>開館時間： ・午前9時15分から午後5時まで（ただし、入室及び特定歴史公文書等の出架受付は午後4時30分まで） ・利用の際には北桔橋門での入門手続きが必要。閲覧室がしばしば満席になるため、事前に電話にて空席状況を確認することが望ましい。</p> <p>閉館日（休館日）： (1)日曜日、土曜日及び祝日法による休日 (2)年末年始（12月28日から1月4日まで） (3)その他法令により休日に定められた日 (4)行事等により利用業務に支障のある日（原則として2週間前までに公表される。）</p>	<p>開館時間： ・月曜日から金曜日の10時～17時30分 ・書庫からの資料出架受付は17時まで、複写の受付は16時30分まで。</p> <p>閉館日： ・土曜日、日曜日、国民の祝日 ・年末年始（12月28日～翌年1月4日） ・臨時の閉館日として公示した日 ※開館時間の変更されることもあるため、事前に電話で開館日を確認することが望ましい。</p>
5.4.2 アクセス及び 利用条件	<p>・利用資格は問わない。 ・特定歴史公文書等の利用にあたっては、利用請求書に氏名・住所・電話番号等・簿冊名等の各事項を記入し、閲覧室の受付へ提出するか、宮内公文書館公文書第二係あてに利用請求書を郵送した上で、利用決定を受ける必要がある。 ・ただし、目録の利用制限の区分が「全部利用」又は「一部利用」とされているものは、利用請求の手続によらず、「特定歴史公文書等簡易閲覧申込書」を受付に提出することで、閲覧が可能。 ※原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等については、原本の閲覧はできない。その場合は、複製物による閲覧となる。 ※他館での展示のため貸出中の特定歴史公文書等についても当日の閲覧ができない場合があるため、事前に確認することが望ましい。 ・その他、詳しくは宮内庁ホームページ「皇室に伝わる文化：書陵部所蔵資料→宮内公文書館について」又は「宮内庁：各種申請手続→宮内公文書館」を参照。 http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/kobunshokan.html 利用等規則： http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/pdf/kobunshokan-riyoukisoku.pdf</p>	<p>・利用資格は問わない。 ・「利用請求」による閲覧：戦後期外務省記録のうち利用区分が「要審査」とされているものは、「特定歴史公文書等利用請求書」を提出し、外務省による審査ののち、利用が可能となる。 ・「簡便な方法による利用」：戦前期外務省記録、戦後期外務省記録でこれまでの外交記録公開で公開されたマイクロフィルム、CD-R、及びすでに公開審査を了して利用が可能となっている史料は、上記利用請求の手続によらず、原則として申込み当日に閲覧可能。 ※ただし、史料保存の観点から原本を利用できない場合もある。 ・閲覧は閲覧室で行う。 ・ノートパソコンやデジタルカメラ等の使用は可能だが、受付への申し出が必要。 ・フィルムカメラ・デジタルカメラでの資料撮影ができるが、フラッシュ、三脚などの固定器具の使用はできない。またシャッターが消音となるカメラに限る。 ・戦前期及び利用が可能な戦後期外務省記録は、申込みにより複写が可能（費用は申込者負担）。 ・その他、詳細は「外務省外交史料館利用細則」参照。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryoriyo_saisoku.html</p>
5.4.3 アクセシビリティ	<p>・地下鉄東西線竹橋駅(1a出口)から約400m(徒歩約5分)、皇居の北桔橋門(きたはねばしもん)より入る。 ・車で来庁することはできない。(障がいを持つ方などは問い合わせが必要である。) ・閲覧室の場所：宮内庁書陵部庁舎地階 アクセスマップ： http://www.kunaicho.go.jp/about/shisetsu/kokyo/kokyo-map.html</p>	<p>・地下鉄南北線「六本木一丁目駅」より徒歩8分 ・地下鉄日比谷線・「六本木駅」・「神谷町駅」より徒歩10分 ・地下鉄大江戸線「六本木駅」より徒歩10分 ・閲覧室は本館1階にある。 ・本館には車椅子対応のトイレが設置されている。 アクセスマップ：外交史料館のホームページ「ご利用案内」 http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryoriyo/annai.html</p>

「アクセシビリティ」(項目 5.4.3)の目的は、「アーカイブズ所蔵機関とそのサービスに関するアクセシビリティ情報を提供する」ことである。規則には「アーカイブズ所蔵機関への来館方法に関する情報のほか、身障者向けに、建物の特徴、サポートのための装置・器具、駐車場又はリフトなどの障がいのある利用者向けの詳細を記録すること」と定めている。上記の記述例では、最寄り駅に関する情報、閲覧室の場所、車椅子対応等について記したが、「アクセス領域」の各記述項目の場合、項目の下にサブ・カテゴリーを設け、統一的な記述を行うという方法も考えられる。例えば、「開館時間」の項目では、「開館時間」、「受付時間」、「閉館日」などのサブ・カテゴリーが想定される。また、「アクセシビリティ」の項目では、「最寄り駅及び最寄り駅からの所要時間」、「駐車場の有無」、「授乳室の有無」、「対応可能な外国語」等に細分化して記載する方法もあるだろう。このようにサブ・カテゴリーを設け情報を記述することで、各機関のハード面・ソフト面での充実度が客観的に明らかになり、比較なども容易になるとと思われる。

2.4 サービス領域

「サービス領域」は、「アーカイブズ所蔵機関が行う専門的業務に関する関連情報が伝達される」と定義されている。

「研究支援サービス」(項目 5.5.1)の記述の目的は「アーカイブズ所蔵機関によって提供される研究支援サービスを記述する」ことであり、規則には「アーカイブズ所蔵機関によって提供される施設内のサービスに関する情報を記録すること。例えば、外国語を話す職員、閲覧室、質問受付サービス、館内の図書室、地図、マイクロフィッシュ、視聴覚、コンピュータ室など。アーカイブズ所蔵機関が実施する調査などの研究支援サービス、該当する場合は手数料等についての関連情報も同様に記録すること」とある。「一般公開エリア」(項目 5.5.3)の規則には、「一般利用が可能なスペース(常設展又は特別展、無料又は有料のインターネット接続、現金自動預払機、カフェテリア、レストラン、売店など)に関する情報を記録すること」と書かれている。

項目	宮内公文書館	外交史料館
5.5.1 研究支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による利用請求・写しの交付が可能。 ・ マイクロフィルムリーダーを設置している。 ・ 撮影台(コピースタンド)を用意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧室には、閲覧席 20 席。 ・ マイクロフィルムリーダープリンター 4 台、複合複写機 1 台にはコインバンダーが設置されセルフコピーが可能。 ・ 閲覧者をはじめとして、国内外の研究者および一般の方からの所蔵史料に関するレファレンスに応じている。
5.5.3 一般公開エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閲覧室以外の場所はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本館ロビーでは飲食が可能。 ・ 外交史料館別館展示室では、幕末期ペリー提督来航からの日本外交の流れをたどる「常設展示」と、テーマを決めた「特別展示」を行っている。ただし、20 名以上の団体での見学を希望する場合は、あらかじめ「別館団体利用申込書」を提出する必要がある。

これらの記述項目は、各機関が利用者に対して積極的にアピールしたい情報を書くべきところであろう。また、前述の「アクセシビリティ」と同様に、記述項目のもとにサブ・カテゴリーを設けて、「レファレンスサービスの有無」「外国語を話す職員の有無」「館内図書室の有無」などの細かな記述を

行い、利用者サービスの向上につなげることも可能であるかもしれない。

3. おわりに

以上見てきたように、本稿では、当館東京本館のほか、「国立公文書館等」として指定を受けている宮内庁宮内公文書館及び外務省外交史料館を対象とした記述実験の成果をもとに、ISDIAHの有効性等について考察してきた。今後は、「国立公文書館等」として指定を受けている他の施設についての事例研究を行うとともに、諸外国における活用事例などについても状況を把握するなど、ISDIAHに関する考察を深めていきたいと筆者たちは考えている。

以上

-
- 1 ICA Committee on Best Practices and Standards, ISDIAH: International Standard for Describing Institutions with Archival Holdings, 2008. (<http://www.ica.org/10198/standards/isdiah-international-standard-for-describing-institutions-with-archival-holdings.html>)
 - 2 中島康比古、水野京子「国際標準に基づくアーカイブズ所蔵機関情報記述の試み ―国立公文書館を事例として―」『北の丸』第46号、2014。(http://www.archives.go.jp/about/publication/kita/pdf/kita46_p056.pdf)
 - 3 独立行政法人国立公文書館訳「ISDIAH アーカイブズ所蔵機関の記述に関する国際標準」(http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/isdiah_jpn.pdf)。
 - 4 本稿は、以下のメンバーによる共同作業の成果に基づいている。大澤武彦、中島康比古、永江由紀子、水野京子、本村慈（以上、公文書専門官）、吉田敏也（総務課情報システム係長）、中山貴子、渡辺悦子（以上、公文書専門員）。
 - 5 「国立公文書館（1971年7月1日～2001年3月31日） 独立行政法人国立公文書館（2001年4月1日～）」と記載した（前掲論文72頁）。
 - 6 前掲論文71～72頁。
 - 7 前掲論文70～71頁。
 - 8 前掲論文65～69頁。
 - 9 宮内公文書館の所蔵資料点数については、丸山寿典「宮内公文書館について」（『アーカイブズ』第52号、2014、50頁）、所蔵資料の分類については、石原秀樹「宮内公文書館について」（『書陵部紀要』第63号、2011、46～49頁）を参考に記入した。外交史料館については、同館ウェブサイトの「所蔵史料」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/index.html>）及び同館からの提供情報を元に記入した。前者は公表の日付を明確にした刊行物からの情報、後者は常時掲載されているウェブサイト等からの情報であり、典拠となる情報の性質が異なるため、記述の方法も異なっている。
 - 10 前掲論文61～63頁。